

平成30年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	440	障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる
施策	441	障害者の自立した生活を支援する
施策の目標	障害のある人が日常生活に必要な福祉サービスを利用しながら、障害のない人と分け隔てなく、住みなれた「すみだ」で地域社会の一員として、安心して暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	区内障害者グループホーム居室数									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	146	149	152	156	160	163	166	169	172	175
実績	152	152								

指標名	自立支援給付支給決定者数									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	1,523	1,580	1,636	1,693	1,750	1,786	1,822	1,858	1,894	1,930
実績	1,678	1,808								

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
住み慣れた地域における自立生活を支援するため、グループホームの充実が求められるところである。今後も、需要拡大が見込まれており、グループホームの整備支援事業などを通じて、量の確保を目指す。 また、自立支援給付支給決定者数について、当初の見込みを上回っており、その需要に答えるためのサービスの充実を図っていく。	H28	1,167,586
	H29	1,189,820
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

一次		最終	
評価	理由	評価	理由
B	必要に応じて、事業の廃止、統合を行っており、状況を踏まえた事業展開ができています。		

4 今後の施策の運営方針

一次評価	最終評価	施策の戦略的方向性
		(1) 優先的に資源投入を図る。
		(2) 現状維持とする。
○		(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
		(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】		
障害福祉サービスに対する需要は今後も増加が見込まれるため、安定的な運営に努める。		
【今後の具体的な方針】		
各事業において、その重要度などを勘案しながら、今後も適切に実施していく。		

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

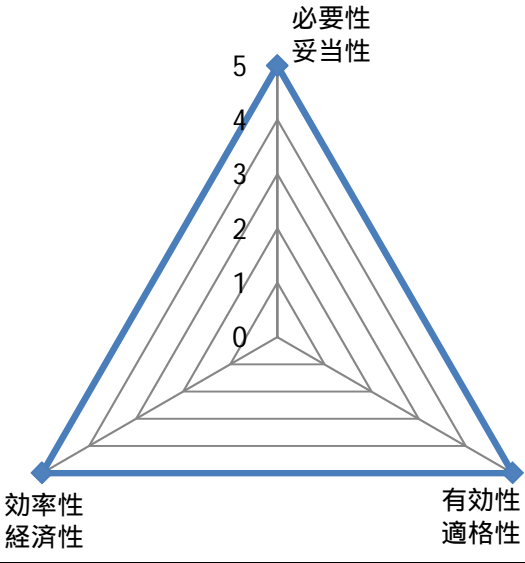
番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標	
						年度目標値	直近の評価内容
						年度実績値	評価結果
		評価対象年度					
1	重度障害者グループホーム整備支援事業	1,070	7,993	9,063	日常生活の支援を一体的に行う居住の場であるグループホームを整備し、障害者の自立した生活を支援する。	0	現状維持
						0	平成29年度
2	心身障害者福祉手当支給事業(区制度)	727,926	7,993	735,919	墨田区に住所を有する身体障害者手帳(1~3級)、愛の手帳(1~4度)の交付を受けた者、難病患者、戦傷病者、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の者(年齢制限・所得制限あり)	720,006	現状維持
						727,834	平成29年度
3	墨田区心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業	116,654	7,105	123,759	一般公共交通機関の利用が困難な心身障害者に対して、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券を交付することにより、心身障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を図る。	121,975	現状維持
						112,213	平成29年度
4	日常生活用具給付等事業	59,596	13,322	72,918	障害の一助となる便利な用具を活用することで日常生活を容易にし、障害者の自立した生活を支援する。	59,000	改善・見直し
						59,596	平成29年度
5	移動支援事業(地域生活支援事業)	172,020	4,441	176,461	障害(児)者の自立と社会参加の促進を図る。	42,000	現状維持
						43,073	平成29年度
6	重度身体障害者(児)紙おむつ等支給事業	17,447	4,441	21,888	障害者の衛生状態が良好に保たれ健康的な生活が送れるとともに、介護者の労力と経済的負担が軽減される。	17,440	現状維持
						17,447	平成29年度
7	知的障害者グループホーム(区型)等支援事業	9,057	4,441	13,498	グループホームを利用する障害者及びグループホーム(区型)を運営する事業者が経済的負担軽減され自立した生活を送れることを支援する。	54	現状維持
						54	平成29年度
8	短期入所施設運営補助事業	7,119	1,776	8,895	重度障害者を中心に安心して施設を利用できる環境を整えることで、障害者とその家族の福祉向上が図られる。	1,450	改善・見直し
						1,176	平成29年度
9	障害者災害対策事業	110	89	199	障害者自身の自助力や家族・地域住民の共助力の向上及び障害者への対応方法等を周知することで、障害者の災害時生存率を高めるとともに、ワークショップ等を通じた地域住民と障害者との関係づくりを図る。	0	統合
						0	平成29年度
10	重度身体障害者(児)住宅設備改善費助成事業	16,755	13,322	30,077	自宅の中規模改修や、屋内移動設備・階段昇降機を設置することで、障害者の自立した生活を支援する。	10,200	改善・見直し
						16,755	平成29年度
11	日中一時支援事業	7,774	4,441	12,215	当事業は障害者総合支援法による地域生活支援事業であり、介護を行っている家族の一時的な休息を確保し、介護者が自分の時間を得ることが出来る。それにより、障害者とその家族のより良い生活を確保する。	5,000	現状維持
						4,728	平成29年度

12	グループホーム支援体制強化補助事業	7,046	13,322	20,368	重度の障害者を受け入れるグループホームにおいて、体制強化のため、生活支援員や看護職員を手厚く配置した事業所に対し人件費の一部を補助することにより、重度障害者の受け入れを促進する。	10	現状維持
						10	平成29年度
13	障害者による地域緑化推進事業	10,039	13,322	23,361	就労継続支援B型施設に業務を委託することにより、福祉的就労の機会を提供する。	21	現状維持
						28	平成29年度
14	心身障害者(児)緊急一時介護・保護事業	8,091	4,441	12,532	心身障害者(児)の保護者が疾病、冠婚葬祭などの理由で一時的に介護が困難な状況になっても、安心して休養、外出ができるようにする。	8,231	現状維持
						8,091	平成29年度
15	手話通訳者等事業	8,062	4,441	12,503	聴覚障害等のため意思疎通に支障がある障害者に対し、区が手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、社会生活において必要なコミュニケーション手段を確保する。	1,269	改善・見直し
						1,245	平成29年度
16	リフト付き福祉タクシー事業	4,353	4,441	8,794	車椅子を使用する障害者、寝たきりの状態にある高齢者一般の交通手段を利用することが困難な者が、乗降用リフトを備えたタクシーを利用することにより、これらの生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ることに繋がる。	5,400	現状維持
						5,504	平成29年度
17	心身障害者理美容サービス事業	2,569	4,441	7,010	墨田区内に住所を有する身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方で、理美容所で理美容を受けることが困難な在宅の重度障害者でも、衛生的で快適な生活を送れることを支援する。	600	現状維持
						449	平成29年度
18	重症心身障害児(者)介護者支援事業	1,173	888	2,061	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)等の家庭に看護師を派遣し、一時的に家族等に代わって医療的ケア及び介助等を行うことにより、障害児(者)の健康の保持及びその介護者のリフレッシュによる安定・自立した生活の支援をする。	1,500	改善・見直し
						1,173	平成29年度
19	地域自立支援協議会事業	504	1,776	2,280	障害当事者、その家族に対する障害福祉サービス等の適切な提供やその提供方法等の協議を行い、障害当事者の自立生活に結びついていく。	30	現状維持
						今後、調査後再提出	平成29年度
20	心身障害者福祉電話事業	715	4,441	5,156	障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の確保を図り、もって障害者の孤立感を解消し、障害者が地域の中で安心して生活ができるよう支援する。	742	改善・見直し
						661	平成29年度
21	心身障害者福利厚生事業	540	4,441	4,981	就労意欲や社会の一員としての自覚を高める。	620	改善・見直し
						540	平成29年度
22	身体障害者自動車改造費助成事業	536	4,441	4,977	墨田区在住の18歳以上で、身体障害者手帳1・2級(上肢、下肢又は体幹機能障害)の者が障害を持っていても自動車を自ら運転し利用することで、就労等の社会参加や自由な移動ができる事につながることを支援する。	804	現状維持
						536	平成29年度

23	心身障害者自動車運転教習補助事業	165	4,441	4,606	自動車教習所に入所を承認されている身体障害者手帳3級以上又は愛の手帳4度以上の者が、自動車を自ら運転し自由かつ便利に移動でき生活圈や雇用の機会が広がることを支援する。	3	現状維持
						1	平成29年度
24	身体障害者緊急通報システム事業	316	4,441	4,757	区内在住の18歳以上65歳未満で、独居等の重度の身体障害者及び難病患者等が家庭内での急病等の緊急事態における不安解消が図れ在宅生活の安全安心を確保して暮らすことができる事を支援する。	75	現状維持
						49	平成29年度
25	寝たきり重度心身障害者(児)に対する寝具乾燥事業	189	4,441	4,630	在宅で寝たきり重度心身障害者(児)が、清潔な布団で気持ち良く生活を送ることができる。また、その家族の布団の洗たく・乾燥という家事の体力的な負担が軽減される。	17	現状維持
						14	平成29年度
26	重度心身障害者入浴サービス事業	7,456	4,441	11,897	在宅の重度心身障害者(児)が、良好な保健衛生状態の生活を送ることができる。また、その家族にもっとも負担がかかる入浴介護の体力的な負担が軽減される。	26	現状維持
						24	平成29年度
27	障害者施設帰宅困難者対策事業	49	89	138	施設利用者及び職員の災害時備蓄品を購入することにより、平時から安心して過ごすことができる。	5	現状維持
						5	平成29年度
28	特別永住者特別給付金支給事業	0	89	89	墨田区に住民登録をして2年以上経過している特別永住者で、かつ、昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に重度障害(身体障害者手帳1~2級、愛の手帳1~2度)になった者の経済的負担を軽減する。	1	改善・見直し
						0	平成29年度
29	グループホーム安全対策事業	2,489	888	3,377	障害者グループホームの消防用設備である自動火災報知節地の設置が義務付けられたため、円滑な事業運営が行うことができるよう、自動火災報知設備の工事費用を補助し、設置を促進する。	13	終了
						10	平成29年度

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業	3						
事業概要	心身の障害のため、公共交通機関の利用が困難な障害者に対し、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券を交付する。 心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業実施要綱	主管課・係（担当）						
		障害者福祉課 障害者給付係 03-5608-6163						
施策への関連性	一般公共交通機関の利用が困難な心身障害者に対して、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券を交付することにより、心身障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を図る。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	電車、バス等の公共交通機関の利用が困難である障害者に対し、タクシー料金又は自動車燃料費の一部を助成することは、心身障害者の生活上の利便（通院、通所、日常生活、余暇等）を図るうえで重要である。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	公共交通機関の利用が困難な障害者にとって車での移動は重要な移動手段となるが、タクシーについては合計金額の10%が割引になるのみであり、燃料については対象となるサービスが存在しない。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成共通券交付人数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		4,220	37	目標 実績	4,200 4,203	4,200 4,148	4,205	4,205
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績	4,210	4,210	4,215	4,215	4,220	4,220
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	交付人数により、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券の需要度を把握する。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	助成共通券利用額				単 位	千円
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		122,559	37	目標 実績	123,296 115,072	121,975 112,213	122,121	122,121
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績	122,267	122,267	122,413	122,413	122,559	122,559
指標の選定理由及び目標値の理由								
助成共通券利用額により、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券の活用度・必要度を把握する。 目標値は交付人数の予測に合わせ算出した。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	121,969	116,654						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 横ばいとなっている。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
過去3年の交付人数はほぼ横ばいであるが、対象者は公共交通機関の利用が困難であり、券は必要不可欠である。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしている							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果			
交付した券の利用率は85.7%であり、一定の成果をあげている。		5	5	5	5			
3 効率性・経済性		現状維持の上継続						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
事業軽費削減のため券を現金化する等の方法はあるが、事業趣旨と合致しないため、現在の方法が概ね適切であると判断する。								
中間・最終年度の講評	心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費の助成は、障害者の生活圏拡大と社会参加の促進に役立っている。							
今後の方向性	今後も引き続き事業を実施し、障害者の自立を支援する。							

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	移動支援事業（地域生活支援事業）		5					
事業概要	障害（児）者が外出が困難な場合にヘルパーを派遣する。		主管課・係（担当）					
			障害者福祉課事業者係 03-5608-6578					
施策への 関連性	障害（児）者の自立と社会参加の促進を図る。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	利用者数の急激な増加は収まりつつある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）第77条8項において市町村が行うものと規定されている。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	契約事業者数				単位	箇所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		90	37	目標	85	87	88	89
				実績	86	86		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	90	90	90	90	90	90
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	契約事業者数によって、サービスのおおまかな供給量を把握することができる。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	ヘルパー派遣時間数				単位	時間
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		45,000	37	目標	41,000	42,000	43,000	44,000
			実績	41,959	43,073			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
利用者がサービスを受けた量を把握することができる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	170,033	172,020						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 利用時間数の増加が見込まれるため、漸増の見込み。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし				
判断理由					
法に規定されている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業の性質上、コストと成果が一致するため。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
平成30年度から事業者との委託契約に代えて協定を締結する形に要綱改正を行い、支出負担行為や年間契約事務が不要になるなど、実施工程の効率化を図った。					
中間・最終年度の講評	利用者のニーズと財政負担のバランスを図る必要がある。				
今後の方向性	引き続き、利用者のニーズと財政負担のバランスを図る。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	重度心身障害者(児)紙おむつ等支給事業	6						
事業概要	平成元年4月1日：「墨田区重度心身障害者(児)紙おむつ等支給要綱」により実施。 平成2年度：現金給付開始 平成5年度：所得制限廃止 平成7年度：現金給付限度額が1万円に引き上げ 平成11年度：現金給付限度額が9千円に引き下げ 平成14年度：現金給付限度額が7千円に引き下げ 平成23年度：利用者の要望が強かった現物支給の種類を大幅増加	主管課・係(担当)						
		障害者福祉課 障害者給付係						
		03-5608-6163						
施策への 関連性	障害者の衛生状態が良好に保たれ健康的な生活が送れるとともに、介護者の労力と経済的負担が軽減される。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	利用者は年度で増減はあるが、心身障害者(児)の健康保持、介護者の経済的な負担の軽減に役立っている。また、高齢者制度で扱っているほど種類がないというクレームもあるため、利用者からの要望が多い種類を増やし、希望のメーカーの紙おむつ等を配布できるよう検討していく必要がある。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	障害者の衛生状態が良好に保たれ健康的な生活が送れるとともに、介護者の労力と経済的負担が軽減されている。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	紙おむつ等支給事業				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		366	37	目標 実績	366 312	366 311	366	366
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	366	366	366	366	366	366
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	平成15年度までは利用者は240人台で推移していたが、それ以降は300人台で推移しており、事務事業が効果的に運営されていることを確認することができる。目標値については、高齢者制度のほうが取り扱っているメーカーが多く、65歳以上の利用者は高齢者制度に移行する機会が多いので大幅な増加が見込めないため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	給付金額				単 位	千円
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		17,440	37	目標 実績	19,140 16,625	17,440 17,447	17,440	17,440
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	17,440	17,440	17,440	17,440	17,440	17,440
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
年度により増減はあるものの、概ね横ばいである。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	16,625	17,447						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 ここ数年、多少の減額はあるものの概ね横ばいである。				

1 必要性・妥当性													
区民ニーズの有無	ある												
代替可能性の有無	ない												
区が実施すべき強い理由があるか	ある												
判断理由													
利用者は年度で増減はあるが、介護者の経済的な負担に役立っており、必要性は高い。		<table border="1"> <tr> <td>必要性 妥当性</td> <td>有効性 適格性</td> <td>効率的 経済性</td> <td>評価結果</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table>				必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果	5	5	5	5
必要性 妥当性	有効性 適格性					効率的 経済性	評価結果						
5	5					5	5						
2 有効性・適格性													
事業の目的が施策に合致しているか	合致している												
指標は目標値を満たしているか	満たしている												
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある												
判断理由		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>											
利用者は年度で増減があるが、障害者の保健衛生上、効果は有効である。													
3 効率性・経済性													
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない												
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない												
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある												
判断理由		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>											
心身障害者(児)の健康の保持、経済的負担軽減となっている。													
中間・最終年度の講評	利用者数はこの数年横ばいであるが、障害者の健康保持及び介護者の経済的負担の軽減に有効である。												
今後の方向性	利用者の要望の多い種類を増やし、希望の紙おむつ等を配布できるよう検討していく。												

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	知的障害者グループホーム(区型)等支援事業					7		
事業概要	グループホームを利用する障害者の負担軽減と知的障害者(区型)事業者の運営支援を行うことにより、心身障害者の地域生活における自立助長を図る。 (墨田区知的障害者グループホーム(区型)運営要綱・墨田区障害者グループホーム支援事業実施要綱・東京都障害者グループホーム棟支援事業取扱要領)					主管課・係(担当)		
						障害者福祉課障害者給付係		
						03-5608-6163		
施策への関連性	グループホームを利用する障害者及びグループホーム(区型)を運営する事業者が経済的負担軽減され自立した生活を送れることを支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	安定した日常生活を維持し地域で自立して生活しやすくするためには、本補助がないと経済的な影響が大きいため需要が見られる。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	関連・類似事業はなく、家賃助成には所得制限を設けてあり、地域での自立生活推進のために必要な経費である。							
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指標	グループホーム家賃助成				単位	月
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		666	37	目標	636	646	646	646
				実績	534	516		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	656	656	656	666	666	666
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	家賃助成の支払月数の変動に応じて事業の効果が確認できるため。							
	目的に対する指標(成果指標)	指標	グループホーム家賃助成の利用者				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
62		37	目標	53	54	55	56	
			実績	52	54			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		57	58	59	60	61	62	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
利用人数の状態を把握することができるため。								
財政面〔決算額〕(単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	9,573	9,057						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 横ばい傾向ではあるが、年々徐々に減少傾向あり。				

1 必要性・妥当性									
区民ニーズの有無	ある								
代替可能性の有無	ない								
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし								
判断理由									
障害者が自立した生活を維持するためには、本補助がないと経済的な影響が大きい。									
2 有効性・適格性									
事業の目的が施策に合致しているか	合致している								
指標は目標値を満たしているか	満たしている								
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある								
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果				
法内施設については、障害者の地域移行の推進により利用者がさらに増加する傾向にある。		5	5	5	5				
3 効率性・経済性		現状維持の上継続							
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない								
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない								
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある								
判断理由									
関連・類似事業はなく、家賃助成には所得制限を設けてあり、地域での自立生活推進のために必要な経費である。									
中間・最終年度の講評	グループホーム(区型を含む)に入居している障害者が、自立して生活維持するためには、家賃の助成が重要な要素である。								
今後の方向性	・法内グループホームは、障害者の地域移行の推進により、今後も新規利用者が増加しそれに伴う家賃助成の増加が見込まれる。								

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	短期入所施設運営補助事業	8						
事業概要	特定非営利活動法人等の民間法人が運営する短期入所事業に対して運営経費の一部を補助し、重度障害者を受け入れる事業所に対しては、重度者の受入れ加算補助、支援体制強化のための人件費補助を行う。	主管課・係(担当)						
		障害者福祉課庶務係 5608-6217						
施策への関連性	重度障害者を中心に安心して施設を利用できる環境を整えることで、障害者とその家族の福祉向上が図られる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	重度障害者の場合、家族の介護負担が大きく、短期入所事業を利用する希望者は多い。29年度については、特に1つの事業所で人手不足等の問題により受入れが難しくなった影響で、重度障害者の受入れ延べ人数は減少したが、各事業所への問い合わせも多く、ニーズとしては変わってない。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	事業費の全体の2分の1が、都からの補助事業から支出されており、区が窓口となる必要がある。また、障害者の地域生活支援の場が確保され、家族の介護負担を軽減するためには、区としても実施する必要性がある。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	補助対象事業者数				単位	箇所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	37	目標	3	3	2	2
				実績	3	3		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	2	2	2	2	2	2
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	特定非営利活動法人等の民間法人が事業の主体であり、補助によって運営ができる状態であることから、現在の利用者が安心して通所できるよう、現状の事業が継続していける状態とすることが重要である。 平成30年度には1事業所が年度当初から閉鎖となり、その分が減となっている。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	重度障害者受入れ延べ人数				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
1,200		37	目標	1,400	1,450	1,200	1,200	
			実績	1,422	1,176			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
特に、重度障害者の場合、家族の介護負担が大きいため、受け入れ人数を安定させることで、利用者や家族を支えることになるため。平成30年度には1事業所が年度当初から閉鎖となり、他事業所も人手不足等の要因から受け入れ人数を増やすことができない事情から、その分において目標値を低く設定している。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,676	7,119						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 重度障害者受入れ延べ人数、補助金額は減少した。これは、特に1つの事業所において人手不足等の問題から受け入れが難しくなったためである。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
ニーズは高く、事業所が補助なしに安定して運営していくことは難しい。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性
重度障害者の受入れに対して、インセンティブが働く仕組みとなっており、ニーズに合わせた施設運営を民間法人が行うために、補助は必要なコストであると考えられる。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
区独自の補助は全体額の2分の1であり、区内の施設の現状を踏まえ、補助の金額等を設定している。					
中間・最終年度の講評	事業所の運営や人手不足の問題等により利用者数に減少がみられた。このため、事業所の運営の円滑化を図るためにも、引き続き、法人の運営、財務状況等を随時確認していく必要がある。				
今後の方向性	重度障害者を受け入れることは、法人側の大きな負担にもなるため、受入施設の運営を支援し、継続利用の環境を整えていく。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金名称	短期入所施設運営補助金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区障害者短期入所支援事業補助金交付要綱						障害者福祉課庶務係	
事業概要	特定非営利活動法人等の民間法人が運営する短期入所事業に対して運営経費の一部を補助し、重度障害者を受け入れる事業所に対しては、重度者の受入れ加算補助、支援体制強化のための人件費補助を行う。						5608-6217	
							事業の終期	
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	重度障害者の場合、家族の介護負担が大きく、短期入所事業を利用する希望者は多い。平成29年度については、特に1つの事業所で人手不足等の問題により受入れが難しくなった影響で、重度障害者の受入れ延べ人数は減少したが、各事業所への問い合わせも多く、ニーズとしては変わっていない。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	事業費の全体の2分の1が、都からの補助事業から支出されており、区が窓口となる必要がある。また、障害者の地域生活支援の場が確保され、家族の介護負担を軽減するためには、区としても実施する必要性がある。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	補助対象事業者数				単位	箇所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標	3	3	3	3
				実績	3	3		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	3	3	3	3	3
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	特定非営利活動法人等の民間法人が事業の主体であり、補助によって運営ができる状態であることから、現在の利用者が安心して通所できるよう、現状の事業が継続していける状態とすることが重要である。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	重度障害者受入れ延べ人数				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
1,450		37	目標	1,400	1,450	1,450	1,450	
			実績	1,422	1,176			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
特に、重度障害者の場合、家族の介護負担が大きいため、受け入れ人数を安定させることで、利用者や家族を支えることになるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,676	7,119						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 重度障害者受入れ延べ人数、補助金額は減少した。これは、特に1つの事業所において人手不足等の問題から受入れが難しくなったためである。				
施策への関連性	重度障害者を中心に安心して施設を利用できる環境を整えることで、障害者とその家族の福祉向上が図られる。							

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由

ニーズは高く、事業所が補助なしに安定して運営していくことは難しい。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由

重度障害者の受入れに対して、インセンティブが働く仕組みとなっており、ニーズに合わせた施設運営を民間法人が行うために、補助は必要なコストであると考えられる。

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由

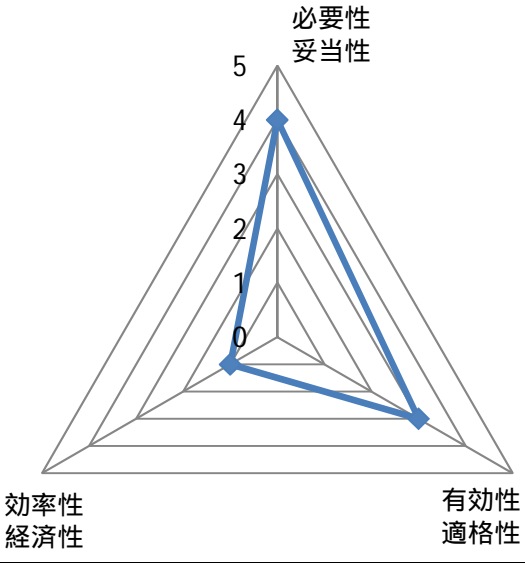
区独自の補助は全体額の2分の1であり、区内の施設の現状を踏まえ、補助の金額等を設定している。

<p>【評価結果】</p> <p>現状維持・拡充</p>	
-------------------------------------	--

中間・最終年度の講評	事業所の運営や人手不足の問題等により利用者数に減少がみられた。このため、事業所の運営の円滑化を図るためにも、引き続き、法人の運営、財務状況等を随時確認していく必要がある。
今後の方向性	重度障害者を受け入れることは、法人側の大きな負担にもなるため、受入施設の運営を支援し、継続利用の環境を整えていく。

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	障害者災害対策事業	9						
事業概要	障害者及びその家族の災害に対する対応力を強化することを目的として実施。 平成27年度はワークショップ、シンポジウムを開催。 平成28年度は地域住民を交えたワークショップを開催し、2年間の内容を踏まえた防災ワークブックを作成した。平成29年度は防災ワークブックの配布等を行った。以後は災害時要援護者対策として、災対要援護者救護部及び防災課と協議して行く。	主管課・係(担当)						
		障害者福祉課庶務係						
		5608-6217						
施策への関連性	障害者自身の自助力や家族・地域住民の共助力の向上及び障害者への対応方法等を周知することで、障害者の災害時生存率を高めるとともに、ワークショップ等を通じた地域住民と障害者との関係づくりを図る。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	ワークショップに参加した地域住民からは、障害者だけでなく高齢者や幼児等を含めた包括的な災害時要配慮者対策を求める声が多く寄せられた。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	本区にとって災害時の対策や地域住民への周知は極めて重要である。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	ワークショップ開催回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	28	目標 実績	2 3	0 0		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標						
		実績						
	平成28年度は2町会に協力をいただき、地域住民に対するワークショップを開催した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	防災ワークブックの発行部数				単位	部
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		6,000	28	目標 実績	6,000 6,000	0 0		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標						
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	2年間の事業成果を障害者及び関係者へ周知するため、ワークブックを発行した。							
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	3,138	110						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 防災ワークブックの配布・周知のため、予算は減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
災害・防災に対する全庁的な取り組みの中で検討。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ない				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
区民が求める事業内容に答えられない部分があった。		4	3	1	2
3 効率性・経済性		類似事業との統合			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ある				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
今後の対応を含め実施方法に改善が必要である。					
中間・最終年度の講評	地域住民に対し、障害者にとどまらず高齢者等を含む災害要配慮者への対応が求められている。				
今後の方向性	危機管理担当防災課と、今後の実施方法等を調整をしていく。				

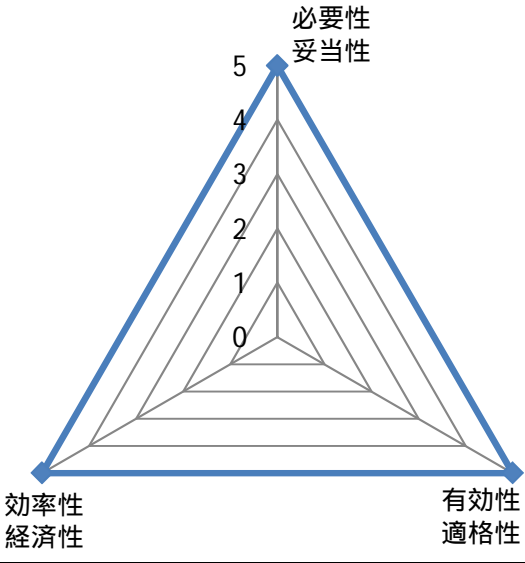
平成30年度 事務事業評価シート

施策	策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業					10		
事業概要	墨田区重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成要綱及び墨田区重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成要領に基づき実施。当初は日常生活用具と同一の制度で実施されていたが、昭和61年度から本事業を分離。平成18年10月から自立支援法の施行により「小規模住宅改修」が地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業に移行。また平成23年度から階段昇降機を屋内移動設備と切り離し、種目に追加。					主管課・係（担当）		
						障害者福祉課 障害者相談係		
						5608-6166		
施策への 関連性	自宅の中規模改修や、屋内移動設備・階段昇降機を設置することで、障害者の自立した生活を支援する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	墨田区住民意識調査（第24回）では、42.5%の住民が「これからも墨田区に住み続けたい」と回答している。一方で、区施設の約4割が築後30年を経過しており、今後一斉に老朽化等による大規模改修や建替えの時期を迎えることから、住み慣れた自宅を改修し、安心して継続した生活を続けることのできる環境整備も必要といえる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
「屋内移動設備」や「階段昇降機」については、代替制度はない。								
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	住宅設備改善費助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		12	37	目標 実績	10 9	10 16	10 10	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	10	12	12	12	12	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	給付件数から、利用状況を確認することができる。 介護保険対象外である「階段昇降機」については、今後申請の増加が見込まれる。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	住宅設備改善費助成費				単 位	千円
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
13,000		37	目標 実績	10,200 8,213	10,200 16,755	10,200 10,200		
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標		10,200	13,000	13,000	13,000	13,000		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
制度の周知が広がり、在宅生活の継続が可能となる。そのため、 介護保険対象外である「階段昇降機」については、今後申請の増加が見込まれるため。普及 によって工事単価の変化に気づくことができる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,213	16,755						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 申請状況に左右されるが、横ばいが続いている。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
「屋内移動設備」や「階段昇降機」については、代替制度はない。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしている							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果			
住宅設備の改善に要する費用を助成し、身体障害者の利便を図ることにより、自立した生活を可能としている。		5	5	4	4			
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
日常生活用具と中規模改修に分けて、見積書を作成することで、自己負担を抑えて、一回で利用者が希望する工事を実施することができる。								
中間・最終年度の講評	身体障害者（児）の在宅生活支援はニーズが高く、住環境整備は有効である。住宅改修費用は利用者の経済的負担も大きいため、今後も継続していく必要がある。							
今後の方向性	年度によって申請件数にばらつきがあるが、今後も対象者や家族に対して事業の説明をしていく。							

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	日中一時支援事業	11						
事業概要	障害者等の日中活動の場の確保、障害者等の親の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。 障害者日中一時支援事業実施要綱	主管課・係（担当）						
		障害者福祉課 障害者給付係						
		03-5608-6163						
施策への関連性	当事業は障害者総合支援法による地域生活支援事業であり、介護を行っている家族の一時的な休息を確保し、介護者が自分の時間を得ることが出来る。それにより、障害者とその家族のより良い生活を確保する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	障害者の日中における活動、障害者の家族の就労支援及び家族の一時的な休息の確保が当事業の目的であり、利用実績の増加をみても当事業の存在・必要性は大きいと考えられる。当事業がなくなると、障害者の日中活動の場が縮小され、家族の就労や休息にも支障をきたす。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 障害者等を日常的に介護している家族の経済的な負担を軽減する。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	登録者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		168	37	目標 実績	160 158	160 162	162	162
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	164	164	166	166	168	168
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由 女性の社会進出や障害者の親の高齢化が進むにつれて、障害者の日中預かりの需要の増加が見込まれる。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	延べ利用時間				単 位	時間
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		5,253	37	目標 実績	5,000 4,994	5,000 4,728	5,062	5,062
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		5,125	5,125	5,189	5,189	5,253	5,253	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由 実績は増加傾向にある。今後も、登録者数とともに利用時間の増加が見込まれる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,099	7,774						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設（八幡学園）追加により増額				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
当事業の実施により、日常的に介助を行う家族の精神的・経済的な負担を軽減することができる。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることができる。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
利用者負担額は生活介護報酬により算出しているため妥当と判断する。					
中間・最終年度の講評	日中一時支援事業の実施は、障害者とその家族の安定した日常生活を確保している。				
今後の方向性	事業を継続し、障害者とその家族の生活を支援する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	グループホーム支援体制強化補助事業	12						
事業概要	障害者支援区分5及び6を受け入れるグループホームにおいて、生活支援員や看護職員を手厚く配置した場合に、人件費の一部を補助することにより、重度障害者の受け入れを促進する。	主管課・係(担当)						
		障害者福祉課庶務係 5608-6217						
施策への関連性	重度の障害者を受け入れるグループホームにおいて、体制強化のため、生活支援員や看護職員を手厚く配置した事業所に対し人件費の一部を補助することにより、重度障害者の受け入れを促進する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	事業者の運営体制の整備がなされ、障害者の地域生活移行への基盤となっているため、必要である。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	重度障害者が地域生活へ移行する場合において、事業者の支援体制強化が必要である。							
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指標	事業所数				単位	箇所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	37	目標 実績	2 1	2 1	2	2
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	2	2	2	2	2	2
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	墨田区共同生活介護支援体制強化補助金交付要綱第2条の条件を満たす補助対象事業所数である。							
	目的に対する指標(成果指標)	指標	在籍者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		10	37	目標 実績	10 9	10	10	10
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標		10	10	10	10	10	10	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
施設の活用度合を示すため。								
財政面〔決算額〕(単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,012	7,046						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 年度途中から補助基準を満たしていない為、補助金申請のない事業所があるため、減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
重度障害者が地域生活へ移行する場合において、事業者の支援体制強化が必要なため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
補助単価を見直したことにより、更に効率的な補助体制となっている為。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
2事業所のうち1事業所は、運営はしているが補助対象基準を満たしておらず、27年度7月分から補助が止まっている状態である。事業所の収益を確認したところ、区の補助を受けなくても運営可能であると思われるため、見直しの余地があると思われる。					
中間・最終年度の講評	2事業所の運営状況を随時確認しながら、所要の支援及び見直しをする必要がある。				
今後の方向性	事業所の運営体制、実態を確認しながら、必要な支援・見直しを行う。				

平成30年度 補助金評価シート

補助金 名称	墨田区共同生活援助支援体制強化補助金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区共同生活援助支援体制強化補助金要綱						障害者福祉課庶務係	
事業概要	障害者支援区分5及び6を受け入れるグループホームにおいて、生活支援員や看護職員を手厚く配置した場合に、人件費の一部を補助することにより、重度障害者の受け入れを促進する。						5608-6217	
							事業の終期	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	事業者の運営体制の整備がなされ、障害者の地域生活移行への基盤となっているため、必要である。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	重度障害者が地域生活へ移行する場合において、事業者の支援体制強化が必要である。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	事業所数				単 位	箇所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	37	目 標	2	2	2	2
				実 績	1	1		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	2	2	2	2	2	2
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	墨田区共同生活介護支援体制強化補助金交付要綱第2条の条件を満たす補助対象事業所数である。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	在籍者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		10	37	目 標	10	10	10	10
				実 績	9	10		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
目 標		10	10	10	10	10	10	
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
施設の活用度合を示すため。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,012	7,046						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 年度途中から補助基準を満たしていない為、補助金申請のない事業所があるため、減少傾向にある。				
施策への 関 連 性	重度の障害者を受け入れるグループホームにおいて、体制強化のため、生活支援員や看護職員を手厚く配置した事業所に対し、人件費の一部を補助することにより、地域生活を支援することを目的としているため、区が実施する必要性がある。							

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由

重度障害者が地域生活へ移行する場合において、事業者の支援体制強化が必要なため。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由

補助単価を見直したことにより、更に効率的な補助体制となっているため

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由

2事業所のうち1事業所は、運営はしているが補助対象基準を満たしておらず、27年度7月分から補助が止まっている状態である。事業所の収益を確認したところ区の補助を受けなくても運営可能であると思われるため、見直しの余地があると思われる。

<p>【評価結果】</p> <h1>現状維持・拡充</h1>	
--------------------------------	--

中間・最終年度の講評	2事業所の運営状況を随時確認しながら、所要の支援及び見直しをする必要がある。
今後の方向性	事業所の運営体制、実態を確認しながら、必要な支援・見直しを行う。

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	心身障害者(児)緊急一時介護・保護事業	14						
事業概要	「墨田区心身障害者(児)緊急一時介護事業実施要綱」に基づき実施。 平成元年8月26日：「介護費助成金支給」制度に加え、「介護人派遣」制度を導入 平成5年8月1日：「病院保護」制度を導入 平成6年6月7日：「介護人の派遣」を実施するために、家政婦紹介所との間で「協議書」を締結 平成22年4月1日：「介護人の派遣」制度を廃止 平成25年4月1日：区外在住介護人の本人証明書添付を義務化	主管課・係(担当)						
		障害者給付係						
		03-5608-6163						
施策への関連性	心身障害者(児)の保護者が疾病・冠婚葬祭などの理由で一時的に介護が困難な状況になっても、安心して休養・外出ができるようにする。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	日常的に障害者の介護を行っている保護者の負担は非常に大きく、利用者からの介護費助成の要望は高い。また、緊急な疾病・事故・冠婚葬祭に対応する救済策である。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	保護者の疾病・事故・冠婚葬祭など緊急な事案に対応する救済策であるため、他の事業との統合は難しい。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	介護費の助成述べ日数				単位	日
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		130	37	目標	130	130	130	
				実績	50	97		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	130	130	130	130	130	
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	保護者の緊急な疾病、事故に即時に対応できる手段として必要があるため。また、年度により利用者数は増減している。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	心身障害者(児)緊急一時介護・施設緊急利用事業費				単位	千円
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		8,231	37	目標	8,780	8,231	8,231	
			実績	7,456	8,091			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		8,231	8,231	8,231	8,231	8,231		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
保護者の緊急な疾病、事故に即時に対応する手段のため、年度により多少の増減がある。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	7,456	8,091						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 継続的でここ数年予算の大きな変動はなく 今後も同様の予算執行が見込まれる。				

1 必要性・妥当性													
区民ニーズの有無	ある												
代替可能性の有無	ない												
区が実施すべき強い理由があるか	ある												
判断理由													
当事業の利用できない場合の保護者の負担は非常に大きい。		<table border="1"> <tr> <td>必要性 妥当性</td> <td>有効性 適格性</td> <td>効率的 経済性</td> <td>評価結果</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table>				必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果	5	5	5	5
必要性 妥当性	有効性 適格性					効率的 経済性	評価結果						
5	5					5	5						
2 有効性・適格性													
事業の目的が施策に合致しているか	合致している												
指標は目標値を満たしているか	満たしている												
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある												
判断理由		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>											
保護者の緊急な疾病、事故に対応するため必要である。													
3 効率性・経済性													
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない												
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない												
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある												
判断理由		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>											
緊急に対応する救済策であるため、他の事業との統合はできない。													
中間・最終年度の講評	病院保護及び一時介護は、介護者の緊急時に即時に対応できる手段として不可欠であり、現状のまま継続とする。												
今後の方向性	介護費助成は、利用者から要望の高い事業であり、今後も継続する。												

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	手話通訳者等事業					15		
事業概要	墨田区聴覚障害者等コミュニケーション支援事業実施要綱に基づき事業を実施。聴覚障害等のため意思疎通に支障がある障害者に対し、区が手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。また、手話通訳者の養成講座の実施。					主管課・係（担当）		
						障害者福祉課 障害者給付係		
						03-5608-6163		
施策への関連性	聴覚障害等のため意思疎通に支障がある障害者に対し、区が手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、社会生活において必要なコミュニケーション手段を確保し、自立生活を支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	聴覚障害者等の自立と社会参加を実現するためには欠かせない事業であり、事業を中止した場合、多大な影響を与える。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	墨田区内や周辺地域への派遣依頼が多いため、墨田区近辺を知る通訳者を派遣することで、サービスを向上できる。また、墨田区在住の通訳者を養成していくことで、よりサービスを提供できる。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	新規利用登録者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		15	37	目標	15	15	15	
				実績	12	9		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	15	15	15	15	15
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	新規利用者人数により、今後の事業の需要・予算を予測する目安になるため。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	手話通訳者・要約筆記者派遣回数				単位	回
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
1,250		37	目標	1,330	1,269	1,250	1,250	
			実績	1,116	1,245			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
手話通訳者・要約筆記者による通訳者の派遣回数により、目的の需要や有効性を確認できるため。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	7,151	8,062						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 やや増加傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
墨田区に根差した手話通訳者を養成し、派遣サービスを提供していくことが必要。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
聴覚障害者の社会参加・情報保障の観点から、自立した生活を支援できるため。		5	4	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
聴覚障害者の地域社会への参加が促進される。					
中間・最終年度の講評	障害者差別解消法に基づき、本事業の必要性は高い。年度によって派遣回数にばらつきがある。				
今後の方向性	利用者の高齢化により、今後、医療機関等への派遣が増える可能性がある。墨田区登録手話通訳者の高齢化も進むため、通訳者の養成に力を入れる。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	リフト付福祉タクシー事業	16						
事業概要	車椅子を使用する障害者、寝たきりの状態にある高齢者等一般の交通手段を利用することが困難な者が、乗降用リフトを備えたタクシーを利用することができるようにすること。 利用者の負担は、メーター料金及び迎車料金、ストレッチャー使用料金以外に係る料金で、基本介助料は負担なし。	主管課・係（担当）						
		障害者福祉課 障害者給付係 03-5608-6163						
施策への関連性	車椅子を使用する障害者、寝たきりの状態にある高齢者等一般の交通手段を利用することが困難な者が、乗降用リフトを備えたタクシーを利用することにより、これらの生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ることに繋がる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	リフト付福祉タクシーを必要としている障害者、高齢者が年々増加している。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	平成7年度より区民の要望から開始された事業であり、平成24年度からは、予約の取りづらさ解消のため区内の複数事業者と協定を締結しているが、区が迎車料金、ストレッチャー使用料金を負担していることにより、利用者の負担軽減につながっている。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	登録者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,150	37	目標	1,000	1,050	1,050	1,050
				実績	1,005	1,047		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	1,100	1,100	1,100	1,150	1,150	1,150
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	目標値については、過去の実績値の増減を考慮した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	利用件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		6,000	37	目標	4,500	5,400	5,400	5,400
				実績	5,036	5,504		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	5,700	5,700	6,000	6,000	6,000	6,000
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
利用できる事業者が複数あり、登録者が利用しやすくなっていることが、実績値の向上につながっている。今後も障害者、高齢者のニーズがある限り増加していくことが見込まれる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	3,823	4,353						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 利用件数が年々増加していることに伴い、予算額も増加傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
リフト付福祉タクシーを必要としている障害者、高齢者のニーズが高いため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
利用者は年々増え、実績値は向上している。		4	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
現状、区の負担は迎車料金、事務手数料、ストレッチャー使用料のみの実績払いとなっているため。					
中間・最終年度の講評	例年より格段に利用件数が増え、一定の成果が出ている。				
今後の方向性	リフト付福祉タクシーの利用を希望する障害者・高齢者が年々増えていることから、今後も継続する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	心身障害者理美容サービス事業					17		
事業概要	「墨田区心身障害者理美容サービス事業実施要綱」に基づく実施。平成4年8月：制度開始。平成13年4月：美容サービス開始。障害が重く、理容院で理容を、または美容院で美容を受けることが困難な場合に理容師または美容師を自宅に派遣し、理美容サービスを実施する。なお、介護保険法の要介護認定において要介護3以上の在宅のねたきり高齢者については、墨田区高齢者理美容サービス事業実施要綱による実施対象となる。					主管課・係（担当）		
						障害者福祉課 障害者給付係		
						03-5608-6163		
施策への関連性	墨田区内に住所を有する身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方で、理美容所で理美容を受けることが困難な在宅の重度障害者に対して衛生的で快適な生活を送れることを支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	理美容所で理美容を受けることが困難な在宅の重度障害者がいる限り需要が見られる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	理美容所で理美容を受けることが困難な在宅の重度障害者に対し衛生的で快適な生活を支援していく。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	理美容券交付人数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		190	37	目標 実績	150 118	150 109	150	150
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	150	160	160	180	180	190
		実績						
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	利用人数に応じて事務事業が効果的に運営されているか確認できるため。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	利用枚数				単位	枚
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		700	37	目標 実績	600 475	600 449	600	600
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	600	650	650	650	650	700
		実績						
		指標の選定理由及び目標値の理由						
利用枚数の枚数に応じて成果が確認できるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2,706	2,569						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 横ばい傾向ではあるが予算は減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
区民のニーズは大幅に増えてはいないが、確実に需要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
日常生活を快適にするためには、有効な事業である。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
高齢者で同様の事業があるが、障害者は65歳未満の障害者も対象にしている。また、特別障害者手当、重度心身障害者手当の受給者が対象のため統合は困難。					
中間・最終年度の講評	理美容サービス事業は生活衛生管理上必要な事業であり、継続する必要がある。				
今後の方向性	重度の障害者の衛生状態を良好に保つために、継続実施する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	重症心身障害児（者）介護者支援事業					18		
事業概要	墨田区重症心身障害児（者）介護者支援事業実施要綱に基づき実施。介護者（家族）のリフレッシュを図るため、重症心身障害児（者）等の家庭に看護師を派遣し、看護師が家族に代わって障害児（者）等の医療的ケア及び介護等を行う。					主管課・係（担当）		
						障害者福祉課 障害者相談係 5608-6166		
施策への関連性	障害児（者）等の健康の保持及びその家族のリフレッシュによる福祉の向上を図ることにより、継続的な介護を支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	日常的に障害者の介護を行っている保護者の負担は非常に大きく、介護者のレスパイト事業に対する期待は大きいものがある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
同様の家族に対するレスパイト事業はなく、他の事業との統合等も困難である。								
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	利用回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		60	37	目標 57	60	60	60	
				実績 57	46			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 60	60	60	60	60	60	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用回数から、事業に対する需要を把握することができる。目標を設定すべき性格の事業でないため、おおむねの例年の利用回数を基に目標値として設定							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	重症心身障害児（者）介護者支援事業実績額				単位	千円
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
1,500		37	目標 1,300	1,500	1,500	1,500		
			実績 1,391	1,173				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標 1,500		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
実績額から、事業に対する需要を把握することができる。目標を設定すべき性格の事業でないため、おおむねの実績額を基に目標値として設定								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,391	1,173						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 継続的でここ数年予算の大きな変動はなく今後同様の予算執行が見込まれる。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
介護者のレスパイト事業に対する期待は大きく、今後も需要増が見込まれる。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしていない							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果			
介護者のレスパイト事業に対する期待は大きく、今後も需要増が見込まれる。		5	4	5	4			
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
他に代替がなく、他の事業との統合も困難である。								
中間・最終年度の講評	レスパイト事業は、利用者から要望の高い事業であり、今後も継続していく必要性は高い。							
今後の方向性	介護者のリフレッシュによる継続的な介護を支援していくため、事業の更なる周知に努め、継続していく。							

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	地域自立支援協議会事業					19		
事業概要	障害者関連機関の相互連携のため、情報共有を行うほか、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の進捗状況の管理、計画策定にあたっての協議を行う。					主管課・係（担当）		
						障害者福祉課庶務係 5608-6217		
施策への関連性	障害当事者、その家族に対する障害福祉サービス等の適切な提供やその提供方法等の協議を行い、障害当事者の自立生活に結びついていく。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	協議会に参加する区内の障害者団体の代表者、民生委員等、障害者施策に関わる区民から、施策に関する協議や情報共有の場は重要であるとの意見で運営している。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	本協議会は、障害者総合支援法の第88条第1条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」について協議する、同法第89条の3に規定する組織である。障害福祉サービス体制やその必要量の見込み等を定めている障害福祉計画の策定を行うため、障害福祉サービスに関する事業を進めるうえで、本協議会の必要性は高い。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	開催回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	37	目標	2	2	2	
				実績	2	2		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	3	2	2	3	2
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	会議において、障害福祉計画に基づく各事業の進捗状況を確認し、協議を行うため、会議の開催回数を指標とした。3年ごとの改定であることから、策定の時期に応じて会議の開催には変動がある。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	障害福祉計画における計画通りに進んでいる事業数				単位	事業
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		30	37	目標	30	30	30	
			実績	34	今後、調査後再提出			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	30	30	30	30	30	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
障害福祉計画に関しては、各事業について、毎年事業評価を行っており、それぞれの事業が順調に進んでいくことが成果の一つと考えられる。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	165	504						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 障害福祉計画の改定を行う年度については、その改定経費の増に伴い、金額も大きくなる。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
法に基づく組織であり、区内の関係団体等との相互連携のために必要であるため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性
本区の障害施策を円滑に進めていくために必要な機関であり、経費についても適切な範囲で支出している。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
主たる支出が会議実施の際の委員報酬や計画改定経費のため、必要な支出であり、さらなる削減は難しい。協議内容の充実を引き続き進めていく必要はある。					
中間・最終年度の講評	平成30年3月に墨田区障害福祉計画【第5期】を新たに策定したため、本計画の進捗状況の管理等を進めていく。				
今後の方向性	本協議会の協議内容等を充実させつつ、組織の活性化を図る。また、個別の課題は、専門部会等において重点的に協議する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	心身障害者福祉電話事業	20						
事業概要	[根拠法令] 墨田区心身障害者福祉電話事業実施要綱 [対象者] 自宅に電話回線がない障害者(身体手帳2級以上、愛の手帳3度以上、戦傷病者手帳3項以上、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障害を有する者) [目的] 地域で安心して生活ができるよう自由に他者と連絡をとったり緊急時に救援を求められる状態にする [手段] 区名義の福祉電話器を貸与し、基本料金を助成する	主管課・係(担当)						
		障害者福祉課障害者給付係						
		03-5608-6163						
施策への関連性	障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の確保を図り、もって障害者の孤立感を解消し、障害者が地域の中で安心して生活が出来るよう支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	新規申込件数は少ないが、問い合わせも多くニーズはあると思われる。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	障害者を対象とした事業で、類似事業はなく他事業との統合はできないと考えられるが、携帯電話が普及した昨今において、事業の必要性は事業開始時よりも薄れているように感じる。							
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指標	利用人数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		30	37	目標	30	30	30	30
				実績	27	27		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	30	30	30	30	30	30
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	目的が実現しているかどうか見極めるのに適していると考えたため。 問い合わせ件数は多いが携帯電話・固定電話の普及により対象となる人は少なく、高齢利用者の死亡に伴い、利用者数はほぼ横ばい傾向にあると考えられるため。							
	目的に対する指標(成果指標)	指標	助成金額				単位	千円
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
742		37	目標	752	742	742	742	
			実績	685	661			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		742	742	742	742	742	742	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
事業実施による利用者への成果の有無の判断に適していると考えたため。 問い合わせ件数は多いが携帯電話・固定電話の普及により対象となる人は少なく、高齢利用者の死亡に伴い、利用者数はほぼ横ばい傾向にあると考えられるため。								
財政面〔決算額〕(単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	739	715						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 固定電話・携帯電話等の普及により新規申請の件数は横ばい傾向が続くと思われ、予算も同じだと考えられる。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
当事業の利用者は一人暮らしの方が多く、障害者のコミュニケーションや連絡手段等の確保は、緊急時にも有効である。一方で、携帯電話・固定電話の普及により対象となる人は減少傾向にある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
電話機と電話回線を持たない方に、電話機を貸与し回線取付工事費用の助成を行うのは、手段として大変直接的であるため有効性がある。		2	4	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
利用者は、一人暮らしの方が多く、障害者のコミュニケーション手段や緊急時の連絡手段等の確保は、緊急時に重要であるので、事業の継続は必要である。利用者は基本料金以外の料金(通話料金や延滞料金など)を負担しており、助成内容は適正である。					
中間・最終年度の講評	大きな増減なく、安定的に利用されている。事業実施の意義は高いと考えるが、携帯電話等の普及により効果拡大は大きくない。				
今後の方向性	事業の縮小・廃止により利用者の安心した生活が困難になる恐れがあるため、より効果的な事業執行を検討する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	心身障害者福利厚生事業	21						
事業概要	[根拠法令] 墨田区心身障害者福利厚生事業実施要綱 [対象] 墨田区内に住所を有する身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の手帳を交付された者 [目的] 就労意欲や社会の一員としての自覚を高める [手段] 本人の申出により、結婚や出産祝金及び就労支度金の支給(1万から2.5万円)	主管課・係(担当)						
		障害者福祉課障害者給付係 03-5608-6163						
施策への関連性	就労意欲や社会の一員としての自覚を高める							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	他制度・事業より支給金額は少ないが、区民のニーズはあると思われる。							
必要性・妥当性	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	障害者本人や家族に喜ばれ、目的達成の一助になっている一方で、次の類似制度が考えられる。 [結婚祝金] 就労者であれば職場から祝金が支給される可能性がある。 [出産祝金] 加入する健康保険から「出産育児一時金(42万円)」が支給される。 [就業支度金(一般)] すみだ障害者就労支援総合センター等の利用者が就職すると「就職支度金(4.5万円)」が支給される。 [就業支度金(作業所等)] 福祉サービスの利用に過ぎず、就労ではない。							
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指 標	支給件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		33	37	目 標	18	29	30	30
				実績	25	23		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	31	31	32	32	33	33
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	目的が実現しているかどうか見極めるのに適していると考えたため。 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行により、今後も就労者の増加と共に支給件数の増加傾向が続くと考えられる。							
	目的に対する指標(成果指標)	指 標	支給金額				単 位	千円
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
720		37	目 標	450	620	645	645	
			実績	520	540			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		670	670	695	695	720	720	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
事業実施による利用者への成果の有無の判断に適していると考えたため。 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行により、今後も就労者の増加と共に、支給件数の増加や支給額の増加傾向が続くと考えられる。								
財政面〔決算額〕(単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	520	540						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 就労者の増加が予想されるため決算額も増加傾向が続くと考えられる。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
当事業の支給金額よりも、他制度・事業から高額な支払がある場合が多いが、区民のニーズはある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	有効性 適格性
障害者の雇用の促進等に関する法律の施行により、就業支度金の支払件数が今後増加していくと思われる。祝金の支給は、障害者本人や家族に喜ばれており、目的達成の一助になっている。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	評価結果
		3	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他制度に類似する制度があり、調整が必要。					
中間・最終年度の講評	結婚・出産祝金については、以前廃止の方向で検討を進めたが、他課で同様の事業があるため、事業縮小には調整が必要である。				
今後の方向性	障害者の雇用の促進等に関する法律の施行により、就業支度金の支払件数は今後増加が予想されること等も踏まえ、検討を継続する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	身体障害者自動車改造費助成事業	22						
事業概要	墨田区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱に基づき実施。重度身体障害者が、自ら所有、運転する自動車の操向及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合に改造費の一部を助成する。	主管課・係(担当)						
		障害者福祉課 障害者給付係						
		03-5608-6163						
施策への関連性	墨田区内に住所を有する18歳以上で、身体障害者手帳1・2級(上肢、下肢又は体幹機能障害)の者が障害を持っていても自動車を自ら運転することで、就労等の社会参加や自由な移動ができるなど自立した生活を支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	重度の障害を持っていても自動車を自ら運転することで、就労等の社会参加や自由な移動ができ自立につながるの効果が見込まれる。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	就労等の社会参加や自由な移動ができ自立につながる。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	改造費助成件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		5	37	目標	6	6	5	5
				実績	3	4		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	5	5	5	5	5	5
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	助成件数に応じて事務事業が効果的に運営されているか確認できるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	改造費助成金額				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		804	37	目標	804	804	804	804
			実績	396	536			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		804	804	804	804	804	804	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
改造費助成金額に応じて成果が確認できるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	396	536						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 継続的であり今後も同様の予算執行が見込まれる。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
障害者の社会参加のために利用する希望者はいるので、支援するためには必要である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
障害者の自己負担が軽減されると判断したため。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他に同様・類似事業はなく、他事業との統合は困難。					
中間・最終年度の講評	自動車改造は障害者の日常生活に不可欠であるので、助成を継続する必要がある。				
今後の方向性	移動や就労を支援する事業として位置付け、継続する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	心身障害者自動車運転教習費補助事業	23						
事業概要	「墨田区心身障害者自動車運転教習費補助事業実施要綱」に基づき実施。平成14年10月：対象範囲の拡大（知的障害者）に伴う要綱改正。心身障害者が、自動車運転免許を取得する場合、または免許の条件にかかる排気量の限定解除を受ける場合に、運転教習費用の一部を助成する。	主管課・係（担当）						
		障害者福祉課 障害者給付係						
		03-5608-6163						
施策への関連性	自動車教習所に入所を承認されている身体障害者手帳3級以上、又は愛の手帳4度以上の者が、自動車を自ら運転し自由かつ便利に移動できたり生活圏や雇用の機会が広がり自立した生活を支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	身体障害者が、自動車を自ら運転し自由かつ便利に移動でき生活圏や雇用の機会が広がるので需要はある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	生活圏や雇用の機会が広がるので必要性が見込まれる。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	教習費補助件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標	3	3	3	
				実績	2	1		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	3	3	3	3	3	
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	補助件数に応じて事務事業が効果的に運営されているか確認できるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	合格者数				単 位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
3		37	目標	3	3	3		
			実績	2	1			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		3	3	3	3	3		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
合格人数に応じて成果が確認できるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	330	165						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 継続的であり今後も同様の予算執行が見込まれる。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
障害者の社会参加のために利用する希望者はいるので、支援するため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
障害者の自己負担が軽減されると判断したため。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他に同様・類似事業はなく、他事業との統合は困難。					
中間・最終年度の講評	自動車運転教習は、生活の足の確保に不可欠な技能取得につながることから、補助を継続する必要がある。				
今後の方向性	移動や就労を支援する事業として位置付け、継続する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	身体障害者緊急通報システム事業					24		
事業概要	「墨田区重度身体障害者緊急通報システム及び火災安全システム事業実施要綱」に基づく実施。平成3年4月1日：18歳以上65歳未満の重度身体障害者を含める旨一部改正し、障害者福祉課でも本制度開始 平成12年4月1日：火災安全システム事業実施により、高齢者と障害者の要綱を分ける。 平成23年9月より民間通報システム導入。消防庁直結型は、身体障害者が火災安全利用の際のみとする。					主管課・係（担当）		
						障害者福祉課 障害者給付係 03-5608-6163		
施策への関連性	区内在住の18歳以上65歳未満で、独居等の重度の身体障害者及び難病患者等が家庭内での急病等の緊急事態における不安解消が図れ在宅生活の安全安心を確保した生活を送れることを支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	独居等の重度の身体障害者及び難病患者等が今後も増加していくことを考えると一定程度の需要が見られる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	独居等の重度の身体障害者及び難病患者等が家庭内での急病等の緊急事態における不安解消を図るとともに、在宅生活の安全を確保し、安心して暮らせることが見込まれる。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	利用人数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		25	37	目標	14	15	16	17
				実績	14	13		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	18	19	20	21	22
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用人数に応じて事務事業が効果的に運営されているか確認できる。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	対応回数				単位	回
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
60		37	目標	90	75	75	70	
			実績	98	49			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	70	70	65	65	60	60
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
毎年度救急搬送および相談等が減少していくことが望ましいため。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	359	316						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				
					横ばい傾向ではあるが予算は減少傾向にある。			

1 必要性・妥当性													
区民ニーズの有無	ある												
代替可能性の有無	ない												
区が実施すべき強い理由があるか	ある												
判断理由 一人暮らしの重度障害者が在宅生活の安全を確保し、安心して暮らせることを支援するためには必要である。													
2 有効性・適格性		<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要性 妥当性</th> <th>有効性 適格性</th> <th>効率的 経済性</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果	5	5	5	5
必要性 妥当性	有効性 適格性					効率的 経済性	評価結果						
5	5					5	5						
事業の目的が施策に合致しているか	合致している												
指標は目標値を満たしているか	満たしている												
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある												
判断理由 近隣に頼れる人のいない重度障害者の日常生活の安全を確保する手段として有効である。													
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">現状維持の上継続</p>											
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない												
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない												
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある												
判断理由 高齢者で同様の事業があるが、65歳未満の障害者を対象にしているので統合は困難。													
中間・最終年度の講評	人命に関わる必要な事業であり継続する必要がある。												
今後の方向性	消防庁直結型の火災安全システムとともに実施する。												

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	寝たきり重度心身障害者(児)に対する寝具乾燥事業					25		
事業概要	「墨田区ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成事業実施要綱」に基づき実施。在宅で寝たきりの重度心身障害者(児)を対象に掛布団・敷き布団及び毛布の洗濯・乾燥サービスを行う。					主管課・係(担当)		
						障害者福祉課 障害者給付係		
						03-5608-6163		
施策への 関連性	在宅で寝たきり重度心身障害者(児)が、清潔な布団で気持ち良く生活を送ることができる。また、その家族の布団の洗たく・乾燥という家事の体力的な負担が軽減される。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	身体障害者の生活改善、家族の負担軽減が図られており一定程度の需要がみられる。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	3か月以上の寝たきり状態と対象者は限られるものの、身体障害者の生活改善、家族の負担軽減は図られている。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	寝具乾燥述べ回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		204	37	目 標	204	204	204	
				実 績	79	76		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	204	204	204	204	204	204
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用者数が一定であることに伴い、延べ回数も一定で推移している。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	利用者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		17	37	目 標	17	17	17	
			実 績	13	14			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		17	17	17	17	17	17	
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
対象者は3か月以上の寝たきり状態とかぎられているため、利用者数はほぼ一定であるため。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	175	189						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 対象者が限られるため、減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
事業へのニーズは横ばいであるが、身体障害者の生活改善、家族の負担軽減が図られているため必要性がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業の実績は横ばいであるが、有効性のある事業である。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
事業にかかる経費は低減しており、受益者負担もおこなっており、ほぼ効率的に運営されている。					
中間・最終年度の講評	対象者は限られているが、身体障害者の生活改善、家族の負担軽減に直結し、効果は大きい。				
今後の方向性	現状を継続する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	重度心身障害者入浴サービス事業		26					
事業概要	昭和53年5月：「ねたきり高齢者及び心身障害者巡回入浴サービス事業実施要綱」の規定によりサービス開始 平成12年4月：介護保険制度導入を機に「重度心身障害者(児)入浴サービス事業実施要綱」によるサービス開始 平成12年7月：自己負担制度導入 平成26年4月：「重度心身障害者(児)入浴サービス事業実施要綱」改定。週1回の入浴 平成28年4月：「重度心身障害者(児)入浴サービス事業実施要綱」改定。夏季期間(7月～9月)週2回の入浴 委託業者については、3年毎に見積もり合わせによる随意契約。		主管課・係(担当)					
			障害者福祉課 障害者給付係 03-5608-6163					
施策への関連性	在宅の重度心身障害者(児)が、良好な保健衛生状態の生活を送ることができる。また、その家族に最も負担がかかる入浴介護の体力的な負担が軽減される。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	他の制度や施設での入浴ができない障害者が対象となるため、事業の必要性は高い。また、入浴回数増の要望が多く、当事業でなければ入浴ができない障害者の衛生保持のために、通常の回数増の検討が必要。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
他の制度や施設での入浴ができない障害者が対象となるため、事業の必要性は高い。								
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	実施回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,055	37	目標 1,055	1,055	1,055	1,055	
				実績 759	871			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055	
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用人数に比例して実施回数も徐々に減少している。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	利用人数				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
26		37	目標 26	26	26	26		
			実績 21	24				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標 26		26	26	26	26	26		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
新規申請は年に数件あるが、65歳以上の利用者は基本的に介護保険制度に移行するため、対象者数は年々微減している。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	6,453	7,456						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 継続的ではあるが、介護保険制度に移行する利用者が多く、対象者の減少に伴い減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性									
区民ニーズの有無	ある								
代替可能性の有無	ない								
区が実施すべき強い理由があるか	ある								
判断理由									
対象者は他に入浴ができる施設や制度がないため、事業の必要性は高い。									
2 有効性・適格性									
事業の目的が施策に合致しているか	合致している								
指標は目標値を満たしているか	満たしている								
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある								
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果				
実績も前年と比べ増加しており、十分に障害者の保健衛生の向上が図られている。		5	5	5	5				
3 効率性・経済性		現状維持の上継続							
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない								
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない								
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある								
判断理由									
委託費は27年度から改定はされたが、どちらかといえば抑えられており、受益者負担も所得比例となっており適正。									
中間・最終年度の講評	他の制度では入浴できない障害者が対象となるため、衛生保持効果が大きい。								
今後の方向性	他の制度では入浴ができない障害者の衛生保持のために、今後も引き続き実施していく。								

平成30年度 事務事業評価シート

施策	441	障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位					
事務事業	特別永住者特別給付金支給事業		28					
事業概要	特別永住者特別給付金支給事業実施要綱に基づき事業を実施。国籍条項により昭和57年1月1日まで国民年金法の適用外となっていたために、障害基礎年金の支給対象とならなかった重度障害者の救済策として、特別給付金を支給する。		主管課・係（担当）					
			障害者福祉課 障害者給付係					
			03-5608-6163					
施策への関連性	墨田区に住民登録をして2年以上経過している特別永住者で、かつ、昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に重度障害（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度）になった者の経済的負担を軽減することで、自立した生活を支援する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	現在は対象者がいない。 対象者は、重度障害を持つ高齢な特別永住者と限られているため、今後対象者増加の可能性は低い。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	今後実績値は0のまま推移していく可能性が高い。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	受給者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1	37	目標 実績	1 0	1 0	1 0	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	1	1	1	1	1	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	現在は対象者がいないが、今後転入等で対象者が現れる可能性があるため。対象者は、重度障害を持つ高齢な特別永住者と限られているため、今後対象者増加の可能性は低い。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	支給延べ回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1	37	目標 実績	1 0	1 0	1 0	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		1	1	1	1	1		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
現在は対象者がいないが、今後転入等で対象者が現れる可能性があるため。対象者は、重度障害を持つ高齢な特別永住者と限られているため、今後対象者増加の可能性は低い。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	0	0						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成24年7月以降対象者がいないため、予算は減少傾向である。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
現在対象者がいないため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
現在対象者がいないため。目標値は満たしていない。		2	4	4	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
対象者が限られるため、関連・類似事業との統合はできない。対象者が現れない限り、事業に係る経費はかからないため、コスト改善の余地はない。					
中間・最終年度の講評	平成24年7月以降対象者がいないため、その後の実績はない。				
今後の方向性	事業対象者の高齢化により急激な実績の増加は考えにくい、対象者が本区へ転入してきた場合に、実績が生じるので当面継続する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施 策	441 障害者の自立した生活を支援する	部内優先順位						
事務事業	グループホーム安全対策事業	29						
事業概要	消防法施行令の改正に伴い、障害者グループホームの消防用設備である自動火災報知設備の設置が義務付けられ、平成29年度で設置期間が満了となる。 対象施設の事業者が、今後も法令を順守し、円滑な事業運営が行うことができるよう、自動火災報知設備の工事費用を補助し、設置を促進する。	主管課・係（担当） 障害者福祉課庶務係 5608-6217						
施策への関連性	障害のある方を受け入れるグループホームに対し、その円滑な運営を支援することにより、障害のある方の生活の安定化を図る。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	障害のある方がグループホームにおける地域生活の安定を図るため、事業者の運営体制の円滑化が必要である。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	消防施行令の改正に伴う消防用設備の設置が必要であり、利用者、事業所、地域の安全を確保するために、積極的に設置の支援をする必要がある。							
有効性・適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	補助件数				単 位	箇所
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		13	29	目標		13		
				実績		7		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内の障害者グループホーム（知的・身体障害者向け）の補助件数により、当該事業の進捗を把握するため。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	対応工事实施済件数				単 位	箇所
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		13	29	目標		13		
				実績		10		
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標 実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
自動火災報知設備の対応工事の状況を確認することで、事業の実効性を確認するため。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
		2,489						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成29年度単年度事業であり、当該年度において必要経費を計上し、執行した。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
障害のある方が地域のグループホームで、生活を安定的に行う上で、グループホーム事業者の運営面での支援が必要のため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由					
消防法令に即した防災設備を整備することにより、当該グループホームの安全性の向上を図ることができ、利用者の安全性を一層確保することができる。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
		5	4	5	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">単年度事業のため、事業終了</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
グループホームの安全を確保することは、利用者をはじめ、近隣住民の安全も確保することにもつながる。					
中間・最終年度の講評	障害者グループホームについて、当該事業者と協議しつつ、一定の事業実施ができた。				
今後の方向性	平成29年度単年度事業として補助を実施したものであり、事業終了とした。				

平成30年度 補助金評価シート

補助金名称	グループホーム安全対策事業補助金						主管課・係（担当）		
根拠法令	消防法施行令、単項決定						障害者福祉課庶務係		
事業概要	消防法施行令の改正に伴い、障害者グループホームの消防用設備である自動火災報知設備の設置が義務付けられ、平成29年度で設置期間が満了となる。 対象施設の事業者が、今後も法令を順守し、円滑な事業運営が行うことができるよう、自動火災報知設備の工事費用を補助し、設置を促進する。						5608-6217		
							事業の終期		
								平成29年度	
必要性・妥当性	区民のニーズ								
	障害のある方のグループホームにおける地域生活の安定化を図るため、事業者の運営体制の円滑化が必要である。								
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）								
消防法施行令の改正に伴う消防用設備の設置が必要であり、利用者、事業所、地域の安全を確保するために、積極的に設置の支援をする必要がある。									
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	補助件数				単位	箇所	
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
		13	29	目標	13	7	/		
		実績	/	/	/	/	/		
		/	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	/	/	/	/	/	/	
		実績	/	/	/	/	/	/	
	指標の選定理由及び目標値の理由								
	区内の障害者グループホーム（知的・身体障害者向け）の補助件数により、当該事業の進捗を把握するため。								
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	対応工事実施済件数				単位	箇所	
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
		13	29	目標	13	10	/		
		実績	/	/	/	/	/		
		/	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	/	/	/	/	/	/	
実績		/	/	/	/	/	/		
指標の選定理由及び目標値の理由									
自動火災報知設備の対応工事の状況を確認することで、事業の実効性を確認するため。									
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
		/	2,489	/	/	/	/	/	
		H35	H36	H37	〔予算の傾向〕平成29年度単年度事業であり、当該年度において必要経費を計上し、執行した。				
施策への関連性	障害のある方を受け入れるグループホームに対し、その円滑な運営を支援することにより、障害のある方の生活の安定化を図る必要がある。								

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
障害のある方が地域のグループホームで、生活を安定的に行う上で、グループホーム事業者の運営面での支援が必要なため。				
2 有効性・適格性			4	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されている	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
消防法令に即した防災設備を整備することにより、当該グループホームの安全性の向上を図ることができ、利用者の安全性を一層確保することができる。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
グループホームの安全を確保することは、利用者をはじめ、近隣住民の安全を確保することにつながる。				
【評価結果】				
単年度事業のため、事業終了				
中間・最終年度の講評	障害者グループホームについて、当該事業者と協議しつつ、一定の事業実施ができた。			
今後の方向性	平成29年度単年度事業として補助を実施したものであり、事業終了とした。			